

【社会】

性同一性障害の子どもに配慮を 通知表に希望名 修学旅行1人部屋

2015年4月30日 夕刊

文部科学省は三十日、心と体の性が一致しない性同一性障害(GID)や、同性愛者など性的マイノリティー(LGBT)とされる小中高校の児童生徒へのきめ細かな対応を求める通知を全国の教育委員会などに出した。それぞれの児童生徒に合った制服の着用を認めるなど、具体的な配慮事例も紹介。同省は今後、研修などで周知する方針だ。

文科省が昨年初めて行った実態調査で、肉体的な性別に違和感を持ち、学校に相談している児童生徒が全国に少なくとも六百六人在籍していることが判明していた。

通知では、GIDの児童生徒には組織的な支援が重要だとして、学校内外にサポートチームをつくることや、医療機関、保護者との連携を要請。ほかの児童生徒への配慮とのバランスを取りながら、画一的ではなく、一人一人の状況に応じた取り組みを進める必要があるとした。

GIDの診断がなくても支援は可能としたほか、(1)自認する性別の制服や体操着の着用を認める(2)多目的トイレの使用を認める一など、既に各学校で実施されている配慮事例も紹介した。

また、性的マイノリティーとされる児童生徒についても、同様に悩みや不安を受け止めなければならないと指摘。いじめや差別を許さない指導や、教職員自身が心ない言動をしないよう求めた。

文科省の坪田知広児童生徒課長は「全ての学校で適切に対応し、悩んでいる子どもが生き生きと学校生活を送れる環境をつくりたい」と話した。

性同一性障害の児童生徒に対する配慮事例	服装	自認する性別の制服や体操着の着用を認める
	髪形	(戸籍上男性の児童生徒に)標準より長い髪形を認める
	トイレ	職員トイレや多目的トイレの利用を認める
	呼称の工夫	通知表などを、児童生徒が希望する呼称で記す
	授業	体育・保健体育で別メニューを設定する
	水泳	(戸籍上男性の児童生徒に)上半身が隠れる水着の着用を認める
	修学旅行など	1人部屋の使用を認める。入浴時間をすらす

※文部科学省調べ